

知多北部広域連合地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例

(平成27年2月25日条例第6号)

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(包括的支援事業を実施するために必要な基準)

第2条 包括的支援事業を実施するために必要な基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6に定めるとおりとする。

(暴力団の排除)

第3条 地域包括支援センターの設置者は、その事業の運営に当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。